

ID : 73661
報道機関各位

青森県農林水産部水産局水産振興課長
(公印省略)

くろまぐろ漁獲数量の報告の徹底に係る操業前指導会議の開催について

今般、令和3管理年度において、青森県内の大間、奥戸及び大畑町漁業協同組合に所属する漁業者22名が、産地仲買業者と直接取引したくろまぐろの漁獲量等を県に対して報告しなかったとして漁業法第30条違反の罪で略式起訴され、司法処分が課されました。

このことを受け、本県では、今後の報告義務違反の発生を抑止するため、本県のくろまぐろの漁期前に大間漁業協同組合の漁業者を対象として下記のとおり操業前の指導会議を開催することとしましたのでお知らせします。

なお、奥戸及び大畑町漁業協同組合においても同様に指導会議を開催することとしていますが、取材は大間漁業協同組合のみで対応します。

記

- 1 開催日 令和5年5月25日(木) 13:30~14:30
- 2 開催場所 大間漁業協同組合 2階 会議室
- 3 参集者 大間漁協に所属するくろまぐろ漁業を営む漁業者
- 4 内容
(1) くろまぐろの漁獲報告義務について
(2) 違反した場合に想定される罰則等について
(3) 漁獲量等報告に関する照会受付体制について

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	水産振興課栽培・資源管理グループ 総括主幹 (GM) 清藤真樹
電話番号	直通 734-9594 内線 4665
報道監	農林水産部 次長 及川正顕 内線 4967